

情報保護評価と関連既存制度との関係について

※本資料、参考資料 6「情報保護評価に関連する認定制度」及び参考資料 7「政府統一基準群について」は、公開資料を基に、内閣官房情報通信技術（IT）担当室及び同社会保障改革担当室にて作成したもの。

第 1 既存制度について

情報保護評価はプライバシーへの影響を評価するものであり、その評価対象には、個人情報保護対策と情報セキュリティ対策が含まれ得ることから、両対策に関連する既存制度と情報保護評価との関係を整理する。

まず、個人情報保護対策の関連既存制度としては、以下が挙げられる。

- ①行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十八号）（以下、「行政機関個人情報保護法」という。）に基づく個人情報ファイル簿等
- ②プライバシーマーク制度

（参考資料 6 「情報保護評価に関連する認定制度」 ご参照）

次に、情報セキュリティ対策の関連既存制度としては、以下が挙げられる。

- ③政府統一基準群
- ④ISMS 適合性評価制度
- ⑤IT セキュリティ評価及び認証制度（JISEC）

（参考資料 6 「情報保護評価に関連する認定制度」 ご参照）

第 2 個人情報保護対策の関連既存制度と情報保護評価

1 ①行政機関個人情報保護法に基づく個人情報ファイル簿等

- 行政機関個人情報保護法では、個人情報ファイル（同法 2 条 4 項）を保有しようとするときには、利用目的、記録項目、記載範囲、収集方法、経常的提供先などを総務大臣に対し事前通知し（同法 10 条 1 項）、かつ保有後に公表しなければならない（同法 11 条 1 項）ものとされている（以下、同法 10 条 1 項及び 11 条 1 項を総称して、「個人情報ファイル簿等」とい

う。)

(別紙「行政機関の保有する個人情報の保護に関する
法律関連条文抜粋」ご参照)

- 個人情報ファイル簿等は、行政機関における個人情報の取扱いにかかる透明性を図り、個人情報の適正な管理及び国民への情報公開に資するものである。

しかし、個人情報ファイル簿等は、個人情報ファイルを単位とした静的な記述によるものであるため、具体的な業務やシステムの中で、個人情報が具体的にどのような目的でどこから収集され、どのように利用され、どの機関に提供され、さらに再提供がされていくのか否かなどといった、全体的なフローが見えにくいものとも考えられる。

(別紙2ご参照)

- 情報保護評価では、個別・具体的な情報システムを単位とし、その中で個人情報の取扱いの流れ及び全体像を分析・評価することで、行政機関等が国民のプライバシー保護にどのように取り組んでいるかについて行政機関自身が宣言し、もって、より一層の信頼を獲得することを目指すものである。

また情報保護評価は「通知・公表」にとどまらず、プライバシーへの影響とその対策を事前に「分析・評価」することにより、プライバシーへの悪影響を未然に防止し、また事後の大規模な仕様変更を防ぎ、不必要な財政支出の防止を目的とするものでもある。

- したがって、以上の点から、個人情報ファイル簿等と情報保護評価では、対象・態様が異なるものと考えられる¹。しかし、記載事項について一定の重複がある個人情報ファイル簿等と情報保護評価双方を義務づけるべきか、両制度間の調整を図る必要がないかどうか、検討することとしてはどうか。

2 ② プライバシーマーク制度

(1) プライバシーマーク制度とは

¹ なお、換言すれば、情報保護評価報告書においては、個人情報ファイル簿等の記載事項だけでなく、個人情報の全体的なフローが把握でき、かつプライバシーへの影響とその対策を事前に分析・評価しなければならないということが出来る。

- プライバシーマーク制度とは、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者等を認定して、その旨を示すプライバシーマークを付与し、事業活動に関してプライバシーマークの使用を認める制度である。
- プライバシーマーク制度では、個人情報保護のための PDCA (Plan 計画-Do 運用-Check 点検-Action 見直し) サイクルである「PMS (個人情報保護マネジメントシステム)」を構築しなければならない、個人情報保護について、適切な方針が策定され、それに則った体制・計画が整備され、運用され、かつきちんと運用状況が点検され見直されていることを確認するものである。

(2) 情報保護評価との相違点

ア 保護対象・審査基準

- プライバシーマーク制度は、個人情報保護法を基にして、さらにそれに乗せした確認を行っている²ものであり、審査基準である「JIS Q 15001」は、個人情報保護法に原則基づいている。
- これに対し、情報保護評価は個人情報保護法令遵守にとどまらず、プライバシー保護を目的としたものである。
またさらにいえば、かかる個人情報保護法令は、行政機関の場合は行政機関個人情報保護法、独立行政法人の場合は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成十五年五月三十日法律第五十九号)、地方公共団体の場合は当該地方公共団体における個人情報保護条例であり、したがって、行政機関、地方公共団体、関係機関のうちの独立行政法人にお

² プライバシーマーク制度では、個人情報保護のための PDCA サイクルである「PMS (個人情報保護マネジメントシステム)」が、個人情報保護法等を取り込んだ審査基準である、「JIS Q 15001:2006 個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に適合しているか確認する。

JIS Q 15001 は、原則、個人情報保護法に基づいているが、以下の点では個人情報保護法よりも高いレベルを要求している。

- ① 特定の機微な個人情報の取扱いを原則禁止
- ② 直接書面取得の場合は本人同意が必要
- ③ 同意なく取得した個人情報を利用して本人にアクセスする際は、取得方法を通知した上でその利用について本人の同意を得る
- ④ オプトアウトでの第三者提供は認められない
- ⑤ 本人から利用停止などの求めがあったときは、原則として応じる

ける情報保護評価とプライバシーマーク制度は、基準となる法律自体が異なるものである。

イ 評価対象

○ また、独立行政法人以外の関係機関及び民間事業者³についても、情報保護評価とプライバシーマーク制度とでは、評価対象が異なるものと考えられる。

○ プライバシーマーク制度は全社的な取組みを認定対象とするものであるが、情報保護評価では個々のシステムが評価対象となるものである。

○ またプライバシーマーク制度は個人情報保護法を遵守するための組織体制がとられているか、PDCA サイクルが有効に機能しているか確認するためのものであり、組織経営手法の一つであるマネジメントシステムを、主に個人情報保護法遵守の観点から確認するものである。

実際の審査にあってはPDCA サイクルを審査するために、個別のシステムや取組みをサンプル的に抽出して確認することはあっても、個別のシステムについての審査が目的ではない。

○ これに対し情報保護評価は、個々のシステムをプライバシーへの影響度⁴の観点から確認するものであり、対象が異なるといえる。

○ 以上のように、プライバシーマークを取得している事業者であっても、個々の情報システムのプライバシーへの影響を分析・評価したものではないので、情報保護評価を実施する必要があるといえるのではないか⁵。

³ 番号制度の対象機関は、①行政機関、②地方公共団体、③関係機関及び④民間事業者であるところ、①行政機関、②地方公共団体、③関係機関のうちの独立行政法人については、基準となる法律自体が異なり、また本文中のイ以下の点でも異なるものと考えられる。また③関係機関のうちの独立行政法人以外及び④民間事業者については、基準となる法律自体は同じであるが、本文中のイ以下の点で異なるものと考えられる。

⁴ なお、個人情報保護法令遵守とプライバシー保護との具体的な差異については資料3の3ページ以下のとおり。

⁵ 但し、既にプライバシーマークを取得している機関については、情報保護評価報告書やその他において、プライバシーマークを取得済みであることを記述することで、個人情報保護に適切な体制をとっていることを宣言することができ、個人情報保護やプライバシー保護に積極的であることを示せるものと思われる。

第3 セキュリティ関連の既存制度と情報保護評価

1 総論

- 情報保護評価の目的は、資料3第2の2のとおり、セキュリティの確保そのものではない。
またプライバシー保護にとって、セキュリティ対策は一つの手段にすぎないと考えられる。
- 情報保護評価報告書の記載様式項目（案）でいえば、セキュリティ対策は主に「7 個人情報の管理方法」に関するものであり、「1 1 個人情報の正確性の確保・救済」「6 個人情報の使用方法」の一部にも関連すると思われる。
- つまり、セキュリティ対策について、情報保護評価の観点からは、
「プライバシーに配慮した適切な管理方法がとられているか」
「個人情報が誤って削除されたり改変されたりしないよう、どのような措置を講じているか」
「個人情報を閲覧できる者、更新できる者、削除できる者をどのように必要最小限に限定しているか」
「「番号」の盗用、個人情報の漏えい、災害発生時など、問題が発生した際の対応手順を定めているか」
などの点を評価すべきであり、セキュリティ対策について逐一評価すべきものではないと考えられるのではないか。

2 ③政府統一基準群

（1）政府統一基準群とは

- NISC（内閣官房情報セキュリティセンター）では、政府機関が遵守すべき情報セキュリティに関する以下の基準を定めている（政府統一基準群）。
 - ・「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一規範（統一規範）」
 - ・「政府機関の情報セキュリティ対策における政府機関統一管理基準及び政府機関統一技術基準の策定と運用等に関する指針（運用等指針）」
 - ・「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準（統一管理基準）」

- ・「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準（統一技術基準）」

- 政府統一基準群は、政府機関全体の情報セキュリティ対策を強化・拡充するために、政府機関が行うべき情報セキュリティ対策の統一的な枠組みを構築し、それぞれの府省庁の情報セキュリティ水準の斉一的な引上げを図るものである。
- 各行政機関においては、政府統一基準群で定められた以上の情報セキュリティの確保を目的として、各府省庁における基本方針、対策基準及び実施手順を策定するものとされている。

（２）情報保護評価との相違点

- 政府統一基準群と情報保護評価とでは、対象・目的が異なるものと考えられる。
- 政府統一基準群の目的は政府機関全体の情報セキュリティ対策の強化・拡充を図ることにあり、情報セキュリティ対策の実施により、情報資産の CIA（Confidentiality 機密性、Integrity 完全性、Availability 可用性）の維持を図ることを目的とする。

政府機関における情報セキュリティ対策の対象は、「政府機関が扱うシステムにかかるすべての情報資産」であるため、個人情報やプライバシー情報に限定されず、システム内部に記録された情報、システム外部の電磁的記録媒体に記録された情報及びシステムに関係がある書面に記載された情報すべてが対象となる。

また政府統一基準群の目的である「CIA の維持」は、安全管理措置等の点ではプライバシー保護と重なり合うと考えられる一方で、利用目的の明示や開示請求等の点では、プライバシー保護と観点が異なるものと考えられる。

- したがって、政府統一基準群に則った各府省庁における基本方針、対策基準及び実施手順を策定・実践している組織であっても、個々のシステムのプライバシーへの影響を分析・評価する必要があるため、情報保護評価

を実施する必要があるといえるのではないか。

3 ④ISMS 適合性評価制度

(1) ISMS 適合性評価制度とは

- ISMS 適合性評価制度とは、組織の情報セキュリティ管理に関する仕組みについての認証制度である。認証を受けるためには、セキュリティ確保のための PDCA サイクルである「ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）」を構築しなければならない、個別の問題ごとの技術対策の他に、セキュリティについて適切な方針が策定され、それに則った体制・計画が整備され、運用され、かつきちんと運用状況が点検され見直されていることを確認するものである。
- ISMS 適合性評価制度は政府統一基準群同様、情報資産の CIA（Confidentiality 機密性、Integrity 完全性、Availability 可用性）の維持を目的とする。

(2) 情報保護評価との相違点

- ISMS 適合性評価制度はプライバシーマーク制度同様、PDCA サイクルについて確認を行うものである。すなわち、セキュリティを確保するための組織体制がとられているか、PDCA サイクルが有効に機能しているか確認するためのものであり、組織経営手法の一つであるマネジメントシステムを、セキュリティの観点から確認する。

実際の審査にあっては PDCA サイクルを審査するために、個別のシステムや取組みをサンプル的に抽出して確認することはあっても、個別のシステムについての審査が目的ではない。

これに対し情報保護評価は、個々のシステムをプライバシーへの影響度の観点から確認するものであり、対象が異なるものといえる。

- また ISMS 適合性評価制度は政府統一基準群同様、「情報資産」を対象とし、情報資産の「CIA の維持」を目的とするため、情報保護評価と目的を異にする。

- 以上のように、ISMS 適合性評価制度において認定を取得している組織であっても、個々のシステムのプライバシーへの影響を分析・評価したものではないので、情報保護評価を実施する必要があるといえるのではないか。

4 ⑤IT セキュリティ評価及び認証制度（JISEC）

（１）IT セキュリティ評価及び認証制度（JISEC）とは

- IT セキュリティ評価及び認証制度とは、デジタル複合機、ミドルウェア、ネットワーク機器などの IT 関連製品、システムのセキュリティ機能についての適切性・確実性を認証する制度である。

（２）情報保護評価との相違点

- 製品、システムを対象とした認証制度であるため、システムを対象とする情報保護評価と共通する点もあるが、セキュリティ機能の適切性・確実性を評価するものであるため、プライバシーへの影響を分析・評価する情報保護評価とは目的が異なる。
- したがって、IT セキュリティ評価及び認証制度において認証を受けたシステムであっても、個々のシステムにおけるプライバシーへの影響を分析・評価したものではないので、情報保護評価を実施する必要があるといえるのではないか。

第4 上記関連既存制度と対象機関

		①個人情報 ファイル簿等	②プライバ シーマーク 制度	③政府統一 基準群	④ISMS 適合性評価 制度	⑤IT セキュ リティ評価 及び認証制 度 (JISEC)
行政機関		○	—	○	○	○
関係 機関	独立行政 法人	△ ※作成・公表 のみ	—	×	○	○
	独立行政 法人以外	×	○	×	○	○
地方公共団体		△ ※多くの条例で 同様の規制あり	—	×	○	○
民間事業者		×	○	×	○	○

注1：NISC より、独立行政法人等において情報セキュリティポリシーを作成する際の参考資料として、以下が公開されている。

- ・「独立行政法人A機構における情報セキュリティ対策のための管理基準解説書（政府機関統一管理基準 K304-101 版ベース）」⁶
- ・「独立行政法人A機構における情報セキュリティ対策のための技術基準解説書（政府機関統一技術基準 K305-101 版ベース）」⁷

また、「情報セキュリティ2011」⁸（平成23年7月8日情報セキュリティ政策会議決定）において、各府省庁は、所管する独立行政法人等に対して、政府機関統一基準群を含む政府機関における一連の対策を踏まえ、情報セキュリティポリシーの策定・見直しを要請するとともに、必要な支援等を行うものとされている。

⁶ <http://www.nisc.go.jp/active/general/pdf/K304-101iaa.pdf>

⁷ <http://www.nisc.go.jp/active/general/pdf/K305-101iaa.pdf>

⁸ <http://www.nisc.go.jp/active/kihon/pdf/js2011.pdf>

注2：総務省より、地方公共団体において情報セキュリティポリシーを作成する際の参考資料として、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」⁹が公開されている。

⁹ http://www.soumu.go.jp/denshijiti/jyouhou_policy/pdf/100712_1.pdf

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

(平成十五年五月三十日法律第五十八号)

関連条文抜粋

(定義)

第二条 4 この法律において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

- 一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(利用及び提供の制限)

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- 二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- 三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関の内部における利用を特定の部局又

は機関に限るものとする。

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第十条 行政機関（会計検査院を除く。以下この条、第五十条及び第五十一条において同じ。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、総務大臣に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

一 個人情報ファイルの名称

二 当該行政機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

三 個人情報ファイルの利用目的

四 個人情報ファイルに記録される項目（以下この章において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第九号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この章において「記録範囲」という。）

五 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この章において「記録情報」という。）の収集方法

六 記録情報を当該行政機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

七 次条第三項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第五号若しくは前号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨

八 第十二条第一項、第二十七条第一項又は第三十六条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

九 第二十七条第一項ただし書又は第三十六条第一項ただし書に該当するときは、その旨

十 その他政令で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル

二 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル

三 行政機関の職員又は職員であつた者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（行政機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

四 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

五 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部

又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの

- 六 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
- 七 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
- 八 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
- 九 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル
- 十 第三号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル
- 十一 第二条第四項第二号に係る個人情報ファイル

- 3 行政機関の長は、第一項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該行政機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第九号に該当するに至ったときは、遅滞なく、総務大臣に対しその旨を通知しなければならない。

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第十一条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政機関が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第六号まで、第八号及び第九号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（第三項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
 - 一 前条第二項第一号から第十号までに掲げる個人情報ファイル
 - 二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - 三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル
- 3 第一項の規定にかかわらず、行政機関の長は、記録項目の一部若しくは前条第一項第五号若しくは第六号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令
(平成十五年十二月二十五日政令第五百四十八号)
関連条文抜粋

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第四条 法第十条第一項第十号の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 個人情報ファイルの保有開始の予定年月日
- 二 その他総務大臣の定める事項

(法第十条第二項第九号 の政令で定める数)

第五条 法第十条第二項第九号の政令で定める数は、千人とする。

(法第十条第二項第十号 の政令で定める個人情報ファイル)

第六条 法第十条第二項第十号の政令で定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

- 一 次のいずれかに該当する者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（イに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）
 - イ 行政機関の職員以外の国家公務員であって行政機関若しくは行政機関の長の任命に係る者、行政機関が雇い入れる者であって国以外のもののために労務に服するもの若しくは行政機関若しくは行政機関の長から委託された事務に従事する者であって当該事務に一年以上にわたり専ら従事すべきもの又はこれらの者であった者
 - ロ 法第十条第二項第三号に規定する者又はイに掲げる者の被扶養者又は遺族
- 二 法第十条第二項第三号に規定する者及び前号イ又はロに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

(法第十一条第二項第三号 の政令で定める個人情報ファイル)

第九条 法第十一条第二項第三号の政令で定める個人情報ファイルは、法第二条第四項第二号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が法第十一条第一項の規定による公表に係る法第二条第四項第一号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

個人情報の保護に関する法律
(平成十五年五月三十日法律第五十七号)
関連条文抜粋

(第三者提供の制限)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

- 一 第三者への提供を利用目的とすること。
- 二 第三者に提供される個人データの項目
- 三 第三者への提供の手段又は方法
- 四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

3 個人情報取扱事業者は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第二十四条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

- 一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称
- 二 すべての保有個人データの利用目的（第十八条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。）

- 三 次項、次条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による求めに応じる手続（第三十条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）
 - 四 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの
- 2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- 一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
 - 二 第十八条第四項第一号から第三号までに該当する場合
- 3 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

e-Gov(イーガブ)は総務省が運営する総合的な行政ポータルサイトです

e-Gov 【イーガブ】 電子政府の総合窓口 **イーガブ**

e-Gov ヘルプ

別紙 2

法令検索

行政手続案内検索

パブリックコメント

お知らせ

サイトマップ

e-Gov home > 検索結果 > 個人情報ファイル簿の詳細

個人情報ファイル簿の検索

検索結果

[戻る](#)

個人情報ファイルの名称	診療報酬明細書ファイル
行政機関の名称	厚生労働省
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	国立がんセンター運営部医事第一課 国立がんセンター運営部医事第二課 国立循環器病センター運営部医事課 国立精神・神経センター武蔵病院運営部医事第一課 国立精神・神経センター国府台病院運営部医事第二課 国立国際医療センター運営部医事課 国立長寿医療センター運営部庶務課
個人情報ファイルの利用目的	診療報酬明細を記録し、診療報酬請求の事務処理に使用する。
記録項目	1 医療機関コード、2 医療機関 (1) 名称 (2) 所在地、3 保険者番号、4 被保険者証記号・番号、5 公費負担者番号、6 公費負担医療の受給者番号、7 市町村番号、8 老人医療の受給者番号、9 氏名、10 生年月日、11 性別、12 職務上の事由、13 傷病名、14 診療開始日、15 診療実日数、16 転帰の内容、17 初・再診の区別、18 指導料の有無、19 在宅療法の有無、20 投薬の内容、21 注射の内容、22 処理の内容、23 手術・麻酔の内容、24 検査の内容、25 画像診断の内容、26 処方せん発行回数、27 透析食・医食回数、28 理学療法・精神科特殊療法の薬剤、29 入院・外来の区別、30 基本診療料、31 医学管理料、32 特定集中治療室料、33 重傷者室料、34 請求点数、35 公費分点数、36 患者負担額
記録範囲	—
記録情報の収集方法	入院患者及び外来患者の診療録
記録情報の経常的提供先	社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会、厚生労働省第二共済組合
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	各施設の庶務課
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第2条第4項第1号(電算処理ファイル)
令第9条に該当するファイル	なし

[戻る](#)[e-Govについて](#) | [個人情報の取扱について](#) | [リンクについて](#) | [安全な通信\(SSL\)について](#) | [サイトマップ](#)

Copyright © Ministry of Internal Affairs and Communications All Rights Reserved.

e-Gov(イーガブ)は総務省が運営する総合的な行政ポータルサイトです

e-GovのTOPへ戻る

e-Gov [イーガブ] 電子政府の総合窓口 イーガブ

e-Gov ヘルプ

お問合せ

法令検索

行政手続案内検索

パブリックコメント

お知らせ

サイトマップ

e-Gov home > 検索結果 > 個人情報ファイル簿の詳細

個人情報ファイル簿の検索

検索結果

[戻る](#)

個人情報ファイルの名称

個人申告管理ファイル (524ファイル)

行政機関の名称

国税庁

国税庁課税部個人課税課、国税庁課税部資産課税課、国税庁課税部消費税室、札幌国税局課税第一部個人課税課、札幌国税局課税第一部資産課税課、札幌国税局課税第二部消費税課、仙台国税局課税第一部個人課税課、仙台国税局課税第一部資産課税課、仙台国税局課税第二部消費税課、関東信越国税局課税第一部個人課税課、関東信越国税局課税第一部資産課税課、関東信越国税局課税第二部消費税課、東京国税局課税第一部個人課税課、東京国税局課税第一部資産課税課、東京国税局課税第二部消費税課、金沢国税局課税部個人課税課、金沢国税局課税部資産課税課、金沢国税局課税部消費税課、名古屋国税局課税第一部個人課税課、名古屋国税局課税第一部資産課税課、名古屋国税局課税第二部消費税課、大阪国税局課税第一部個人課税課、大阪国税局課税第一部資産課税課、大阪国税局課税第二部消費税課、広島国税局課税第一部個人課税課、広島国税局課税第一部資産課税課、広島国税局課税第二部消費税課、高松国税局課税部個人課税課、高松国税局課税部資産課税課、高松国税局課税部消費税課、福岡国税局課税第一部個人課税課、福岡国税局課税第一部資産課税課、福岡国税局課税第二部消費税課、熊本国税局課税部個人課税課、熊本国税局課税部資産課税課、熊本国税局課税部消費税課、沖縄国税事務所個人課税課、沖縄国税事務所資産課税課、沖縄国税事務所間税課、札幌中税務署、札幌北税務署、札幌南税務署、札幌西税務署、札幌東税務署、函館税務署、小樽税務署、旭川中税務署、旭川東税務署、室蘭税務署、釧路税務署、帯広税務署、北見税務署、岩見沢税務署、網走税務署、留萌税務署、苫小牧税務署、稚内税務署、紋別税務署、名寄税務署、根室税務署、滝川税務署、深川税務署、富良野税務署、八雲税務署、江差税務署、倶知安税務署、余市税務署、浦河税務署、十勝池田税務署、青森税務署、弘前税務署、八戸税務署、黒石税務署、五所川原税務署、十和田税務署、むつ税務署、盛岡税務署、宮古税務署、大船渡税務署、水沢税務署、花巻税務署、久慈税務署、一関税務署、釜石税務署、二戸税務署、仙台北税務署、仙台中税務署、仙台南税務署、石巻税務署、塩釜税務署、古川税務署、気仙沼税務署、大河原税務署、築館税務署、佐沼税務署、秋田南税務署、秋田北税務署、能代税務署、横手税務署、大館税務署、本荘税務署、湯沢税務署、大曲税務署、山形税務署、米沢税務署、鶴岡税務署、酒田税務署、新庄税務署、寒河江税務署、村山税務署、長井税務署、福島税務署、会津若松税務署、郡山税務署、いわき税務署、白河税務署、須賀川税務署、喜多方税務署、相馬税務署、二本松税務署、田島税務署、水戸税務署、日立税務署、土浦税務署、古河税務署、下館税務署、竜ヶ崎税務署、太田税務署、潮来税務署、宇都宮税務署、足利税務署、栃木税務署、佐野税務署、鹿沼税務署、真岡税務署、大田原税務署、氏家税務署、前橋税務署、高崎税務署、桐生税務署、伊勢崎税務署、沼田税務署、館林税務署、藤岡税務署、富岡税務署、中之条税務署、川越税務署、熊谷税務署、川口税務署、西川口税務署、浦和税務署、大宮税務署、行田税務署、秩父税務署、所沢税務署、本庄税務署、東松山税務署、春日部税務署、上尾税務署、越谷税務署、朝霞税務署、新鴻税務署、新津税務署、長岡税務署、三条税務署、柏崎税務署、新発田税務署、小千谷税務署、十日町税務署、村上税務署、糸魚川税務署、高田税務署、巻税務署、佐渡税務署、長野税務署、松本税務署、上田税務署、飯田税務署、諏訪税務署、伊那税務署、信濃中野税務署、大町税務署、佐久税務署、木曽税務署、千葉東税務署、千葉南税務署、千葉西税務署、銚子税務署、市川税務署、船橋税務署、館山税務署、木更津税務署、松戸税務署、佐原税務署、茂原税務署、成田税務署、東金税務署、柏税務署、麹町税務署、神田税務署、日本橋税務署、京橋税務署、芝税務署、麻布税務署、品川税務署、四谷税務署、新宿税務署、小石川税務署、本郷税務署、東京上野税務署、浅草税務署、本所税務署、向島税務署、江東西税務署、江東東税務署、荏原税務署、目黒税務署、大森税務署、雪谷税務署、蒲田税務署、世田谷税務署、北沢税務署、玉川税務署、渋谷税務署、中野税務署、杉並税務署、荻窪税務署、豊島税務署、王子税務署、荒川税務署、板橋税務署、練馬東税務署、練馬西税務署、足立税務署、西新井税務署、葛飾税務署、江戸川北税務署、江戸川南

個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

税務署、八王子税務署、立川税務署、武蔵野税務署、青梅税務署、武蔵府中税務署、町田税務署、日野税務署、東村山税務署、鶴見税務署、横浜中税務署、保土ヶ谷税務署、横浜南税務署、神奈川税務署、戸塚税務署、緑税務署、川崎南税務署、川崎北税務署、川崎西税務署、横須賀税務署、平塚税務署、鎌倉税務署、藤沢税務署、小田原税務署、相模原税務署、厚木税務署、大和税務署、甲府税務署、山梨税務署、大月税務署、諏訪税務署、富山税務署、高岡税務署、魚津税務署、砺波税務署、金沢税務署、七尾税務署、小松税務署、輪島税務署、松任税務署、福井税務署、敦賀税務署、武生税務署、小浜税務署、大野税務署、三国税務署、岐阜北税務署、岐阜南税務署、大垣税務署、高山税務署、多治見税務署、関税務署、中津川税務署、静岡税務署、清水税務署、浜松西税務署、浜松東税務署、沼津税務署、熱海税務署、三島税務署、島田税務署、富士税務署、磐田税務署、掛川税務署、藤枝税務署、下田税務署、干種税務署、名古屋東税務署、名古屋北税務署、名古屋西税務署、名古屋中村税務署、名古屋中税務署、昭和税務署、熱田税務署、中川税務署、豊橋税務署、岡崎税務署、一宮税務署、尾張瀬戸税務署、半田税務署、津島税務署、刈谷税務署、豊田税務署、西尾税務署、小牧税務署、新城税務署、津税務署、四日市税務署、伊勢税務署、松阪税務署、桑名税務署、上野税務署、鈴鹿税務署、尾鷲税務署、大津税務署、彦根税務署、長浜税務署、近江八幡税務署、草津税務署、水口税務署、今津税務署、上京税務署、左京税務署、中京税務署、東山税務署、下京税務署、右京税務署、伏見税務署、福知山税務署、舞鶴税務署、宇治税務署、宮津税務署、園部税務署、峰山税務署、大阪福島税務署、西税務署、港税務署、天王寺税務署、浪速税務署、西淀川税務署、東成税務署、生野税務署、旭税務署、城東税務署、阿倍野税務署、住吉税務署、東住吉税務署、西成税務署、東淀川税務署、北税務署、大淀税務署、東税務署、南税務署、堺税務署、岸和田税務署、豊能税務署、吹田税務署、泉大津税務署、枚方税務署、茨木税務署、八尾税務署、泉佐野税務署、富田林税務署、門真税務署、東大阪税務署、瀬田税務署、兵庫税務署、長田税務署、須磨税務署、神戸税務署、姫路税務署、尼崎税務署、明石税務署、西宮税務署、洲本税務署、芦屋税務署、伊丹税務署、相生税務署、豊岡税務署、加古川税務署、龍野税務署、西脇税務署、三木税務署、社税務署、和田山税務署、柏原税務署、奈良税務署、葛城税務署、桜井税務署、吉野税務署、和歌山税務署、海南税務署、御坊税務署、田辺税務署、新宮税務署、粉河税務署、湯浅税務署、鳥取税務署、米子税務署、倉吉税務署、松江税務署、浜田税務署、出雲税務署、益田税務署、石見大田税務署、大東税務署、西郷税務署、岡山東税務署、岡山西税務署、西大寺税務署、児島税務署、倉敷税務署、玉島税務署、津山税務署、玉野税務署、笠岡税務署、高梁税務署、新見税務署、瀬戸税務署、久世税務署、広島東税務署、広島南税務署、広島西税務署、広島北税務署、呉税務署、竹原税務署、三原税務署、尾道税務署、福山税務署、府中税務署、三次税務署、庄原税務署、西条税務署、廿日市税務署、海田税務署、吉田税務署、下関税務署、宇部税務署、山口税務署、萩税務署、徳山税務署、防府税務署、岩国税務署、光税務署、長門税務署、柳井税務署、厚狭税務署、徳島税務署、鳴門税務署、阿南税務署、川島税務署、脇町税務署、池田税務署、高松税務署、丸亀税務署、坂出税務署、観音寺税務署、長尾税務署、土庄税務署、松山税務署、今治税務署、宇和島税務署、八幡浜税務署、新居浜税務署、伊予西条税務署、大洲税務署、伊予三島税務署、高知税務署、安芸税務署、南国税務署、須崎税務署、中村税務署、伊野税務署、門司税務署、若松税務署、小倉税務署、八幡税務署、博多税務署、香椎税務署、福岡税務署、西福岡税務署、大牟田税務署、久留米税務署、直方税務署、飯塚税務署、田川税務署、甘木税務署、八女税務署、大川税務署、行橋税務署、筑紫税務署、佐賀税務署、唐津税務署、鳥栖税務署、伊万里税務署、武雄税務署、長崎税務署、佐世保税務署、島原税務署、諫早税務署、福江税務署、平戸税務署、壱岐税務署、厳原税務署、熊本西税務署、熊本東税務署、八代税務署、人吉税務署、玉名税務署、天草税務署、山鹿税務署、菊池税務署、宇土税務署、阿蘇税務署、大分税務署、別府税務署、中津税務署、日田税務署、佐伯税務署、臼杵税務署、竹田税務署、宇佐税務署、三重税務署、宮崎税務署、都城税務署、延岡税務署、日南税務署、小林税務署、高鍋税務署、鹿児島税務署、川内税務署、鹿屋税務署、大島税務署、出水税務署、指宿税務署、種子島税務署、知覧税務署、伊集院税務署、加治木税務署、大隅税務署、那覇税務署、宮古島税務署、石垣税務署、北那覇税務署、名護税務署、沖縄税務署

個人情報ファイルの利用目的

納税義務の適正な履行に資する。

1 利用者識別番号、2 利用者識別番号(送)、3 住所コード、4 整理番号、5 受付日時、6 受付番号、7 氏名、8 税目、9 年分等、10 分類区分、11 基本チェック、12 エラー区分、13 資産確認:該当、14 資産確認:済、15 申告区分、16 決算書区分、17 申告書KSK連絡済、18 決算書等KSK連絡済、19 一覧名称、20 一連番号、21 年分、22 名簿番号、23 帳票枚数、24 氏名(受信データ)、25 氏名(登録データ)、26 住所(受信データ)、27 住所(登録データ)、28 譲渡・山林所得申告情報:譲渡区分、29 譲渡・山林所得申告情報:収入金額、30 譲渡・山林所得申告情報:所得金額、31 特例適用条文、32 買換取得期限、33 優良宅地期間、34 未表示、35 転入等、36 1 表なし、37 添付書類、38 確認済、39 摘要、40 税務署名、41 郵便番号、42 納税地、43 氏名力大、44 電話番号、45 生年月日、46 性別、47 屋号、48 業種番号、49 送

記録項目

信者電話番号、50 送信者名、51 エラーリスト有無、52 署名検証結果リスト有無、53 帳票名、54 異動年月日、55 申告の種類、56 申告書分類区分、57 未納付源泉税額、58 貸借対照表提出、59 申告等年月日(第5表)、60 申告区分(第5表)、61 所得種類(第5表)、62 申告期限(第5表)、63 特例適用条文(第5表)、64A、65B、66D、67F、68H、69I、70K、71税、72臨、73汎用A、74汎用B、75汎用C、76汎用D、77汎用E、78汎用F、79譲渡者名簿番号、80 申告等年月日、81 通算、82 通算(金額)、83 取得期限、84 特例期間、85 特例適用条文1、86 特例適用条文2、87 特例適用条文3、88 移送元局署名、89 メモ欄、90 申告年月日、91 課税期間(自)、92 課税期間(至)、93 区分1、94 区分2、95 課税事業者該当、96 局署整理番号、97 氏名/名称、98 手続名称、99 期間(至)/年分、100 KSK、101 エラーコード、102 エラーメッセージ、103 エラーページ、104 エラー行、105 エラー列、106 エラー項目名、107 移送年月日、108 移送先、109 署名件数、110 受信日時、111 送信分情報:利用者識別番号、112 送信分情報:署名検証結果、113 送信分情報:有効性検証結果、114 送信分情報:失効確認結果、115 登録分情報:利用者識別番号、116 登録分情報:証明書一致確認結果、117 所有者名、118 発行者、119 有効期限(自)、120 有効期限(至)、121 シリアル番号、122 各種申告書の帳票イメージ(入力した値についても表示)

記録範囲

e-Tax利用者

記録情報の収集方法

本人からの申告等

記録情報の経常的提供先

処理情報の提供の要望があった地方公共団体

請求等に係る本人の納税地を所轄する税務署(下記参照)

札幌中税務署	〒060-0042	北海道札幌市中央区大通西10丁目
札幌北税務署	〒001-0031	北海道札幌市北区北31条西7丁目3番1号
札幌南税務署	〒062-0051	北海道札幌市豊平区月寒東1条5丁目3番4号
札幌西税務署	〒063-0824	北海道札幌市西区発寒4条1丁目7番1号
札幌東税務署	〒004-0004	北海道札幌市厚別区厚別東4条4丁目8番8号
函館税務署	〒040-0014	北海道函館市中島町37番1号
小樽税務署	〒047-0033	北海道小樽市富岡1丁目16番1号
旭川中税務署	〒078-8504	北海道旭川市宮前通東4155番31
旭川東税務署	〒070-0026	北海道旭川市東6条1丁目2番15号
室蘭税務署	〒051-0023	北海道室蘭市入江町1番地13
釧路税務署	〒085-8515	北海道釧路市幸町10丁目3番地
帯広税務署	〒080-0015	北海道帯広市西5条南6丁目1番地
北見税務署	〒090-0018	北海道北見市青葉町3番1号
岩見沢税務署	〒068-0002	北海道岩見沢市2条東4丁目5番地の1
網走税務署	〒093-0006	北海道網走市南6条東5丁目9番地
留萌税務署	〒077-0038	北海道留萌市寿町3丁目19番地
苫小牧税務署	〒053-0018	北海道苫小牧市旭町3丁目4番17号
稚内税務署	〒097-0001	北海道稚内市末広5丁目6番1号
紋別税務署	〒094-0013	北海道紋別市南が丘町2丁目1番44号
名寄税務署	〒096-0031	北海道名寄市西1条北1丁目11番地
根室税務署	〒087-0009	北海道根室市弥栄町1丁目18番地
滝川税務署	〒073-0022	北海道滝川市大町1丁目8番14号
深川税務署	〒074-0004	北海道深川市4条15番3号
富良野税務署	〒076-0038	北海道富良野市桂木町3番2号
八雲税務署	〒049-3115	北海道二海郡八雲町出雲町60番地
江差税務署	〒043-0044	北海道檜山郡江差町字橋本町84番地
倶知安税務署	〒044-0011	北海道虻田郡倶知安町南1条東3丁目1番地
余市税務署	〒046-0015	北海道余市郡余市町朝日町1番地
浦河税務署	〒057-0012	北海道浦河郡浦河町常盤町28番地
十勝池田税務署	〒083-0001	北海道中川郡池田町字旭町1丁目8番地8
青森税務署	〒030-0861	青森県青森市長島1丁目3番5号
弘前税務署	〒036-8689	青森県弘前市大字本町2番地2
八戸税務署	〒031-8611	青森県八戸市江陽2丁目9番45号
黒石税務署	〒036-0388	青森県黒石市西ヶ丘66番地
五所川原税務署	〒037-0004	青森県五所川原市唐笠柳字藤巻507番地5
十和田税務署	〒034-8613	青森県十和田市西二番町14番12号
むつ税務署	〒035-0072	青森県むつ市金谷2丁目6番15号
盛岡税務署	〒020-8677	岩手県盛岡市本町通3丁目8番37号
宮古税務署	〒027-8504	岩手県宮古市小山1丁目1番1号
大船渡税務署	〒022-0003	岩手県大船渡市盛町字下館下7番地22
水沢税務署	〒023-0856	岩手県奥州市水沢区西上野町3番5号
花巻税務署	〒025-8602	岩手県花巻市材木町8番20号
久慈税務署	〒028-0051	岩手県久慈市川崎町15番15号
一関税務署	〒021-0885	岩手県一関市田村町7番17号
釜石税務署	〒026-0052	岩手県釜石市小佐野町3丁目8番24号

二戸税務署	〒028-6101	岩手県二戸市福岡字八幡下16番地
仙台北税務署	〒980-8402	宮城県仙台市青葉区上杉1丁目1番1号
仙台中税務署	〒984-0015	宮城県仙台市若林区卸町3丁目8番5号
仙台南税務署	〒982-8551	宮城県仙台市太白区柳生2丁目28番2号
石巻税務署	〒986-0827	宮城県石巻市千石町2番35号
塩釜税務署	〒985-8601	宮城県塩釜市旭町17番15号
古川税務署	〒989-6185	宮城県大崎市古川旭6丁目2番15号
気仙沼税務署	〒988-0077	宮城県気仙沼市古町3丁目4番5号
大河原税務署	〒989-1201	宮城県柴田郡大河原町大谷字末広12の1番地
築館税務署	〒987-2292	宮城県栗原市築館伊豆3丁目1番10号
佐沼税務署	〒987-0511	宮城県登米市迫町佐沼字沼向109番地
秋田南税務署	〒010-8622	秋田県秋田市中通5丁目5番2号
秋田北税務署	〒011-8577	秋田県秋田市土崎港中央6丁目9番13号
能代税務署	〒016-8601	秋田県能代市末広町4番20号
横手税務署	〒013-8504	秋田県横手市旭川1丁目5番8号
大館税務署	〒017-8686	秋田県大館市赤館町2番16号
本荘税務署	〒015-8622	秋田県由利本荘市給人町17番
湯沢税務署	〒012-8502	秋田県湯沢市大工町2番32号
大曲税務署	〒014-8611	秋田県大仙市大曲上栄町9番4号
山形税務署	〒990-8606	山形県山形市本町1丁目4番27号
米沢税務署	〒992-8610	山形県米沢市門東町1丁目1番9号
鶴岡税務署	〒997-0033	山形県鶴岡市泉町5番70号
酒田税務署	〒998-8633	山形県酒田市光ヶ丘2丁目2番36号
新庄税務署	〒996-0001	山形県新庄市五日町字宮内241番地
寒河江税務署	〒991-0021	山形県寒河江市中央2丁目2番35号
村山税務署	〒995-8691	山形県村山市榎岡苗田1丁目9番34号
長井税務署	〒993-0085	山形県長井市高野町2丁目7番37号
福島税務署	〒960-8620	福島県福島市森合町16番6号
会津若松税務署	〒965-8686	福島県会津若松市城前1番82号
郡山税務署	〒963-8655	福島県郡山市堂前町20番11号
いわき税務署	〒970-8611	福島県いわき市平字菱川町6番3号
白河税務署	〒961-8611	福島県白河市市中田5番1号
須賀川税務署	〒962-0844	福島県須賀川市東町96番地
喜多方税務署	〒966-0833	福島県喜多方市字中島7513番地3
相馬税務署	〒976-8602	福島県相馬市中村字曲田92番地の2
二本松税務署	〒964-0911	福島県二本松市亀谷1丁目29番地
田島税務署	〒967-0004	福島県南会津郡南会津町田島字寺前甲2939番地2
水戸税務署	〒310-8666	茨城県水戸市北見町1番17号
日立税務署	〒317-8602	茨城県日立市若葉町2丁目1番8号
土浦税務署	〒300-8601	茨城県土浦市城北町4番15号
古河税務署	〒306-8686	茨城県古河市北町5番2号
下館税務署	〒308-8608	茨城県筑西市丙116番地16
竜ヶ崎税務署	〒301-8601	茨城県龍ヶ崎市川原代町1182番地の5
太田税務署	〒313-8686	茨城県常陸太田市金井町3662番地
潮来税務署	〒311-2492	茨城県潮来市小泉南1358番地
宇都宮税務署	〒320-8655	栃木県宇都宮市昭和2丁目1番7号
足利税務署	〒326-8630	栃木県足利市伊勢町4丁目18番地2
栃木税務署	〒328-8666	栃木県栃木市本町17番7号
佐野税務署	〒327-8601	栃木県佐野市若松町425番地
鹿沼税務署	〒322-8603	栃木県鹿沼市東末広町1934番地の24
真岡税務署	〒321-4391	栃木県真岡市荒町5178
大田原税務署	〒324-8642	栃木県大田原市紫塚1丁目5番54号
氏家税務署	〒329-1393	栃木県さくら市氏家2431番地の1
前橋税務署	〒371-8686	群馬県前橋市表町2丁目16番7号
高崎税務署	〒370-8611	群馬県高崎市東町134番地の12
桐生税務署	〒376-8686	群馬県桐生市末広町13番地5
伊勢崎税務署	〒372-8686	群馬県伊勢崎市鹿島町562番地の1
沼田税務署	〒378-8691	群馬県沼田市東原新町1910番地の2
館林税務署	〒374-8686	群馬県館林市仲町11番12号
藤岡税務署	〒375-8602	群馬県藤岡市藤岡668番地の1
富岡税務署	〒370-2391	群馬県富岡市富岡2741番地の1
中之条税務署	〒377-0492	群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町1022番地の1
川越税務署	〒350-8666	埼玉県川越市大字並木452番地の2
熊谷税務署	〒360-8620	埼玉県熊谷市仲町41番地
川口税務署	〒332-8666	埼玉県川口市青木2丁目2番17号
西川口税務署	〒332-8654	埼玉県川口市西川口4丁目6番18号
浦和税務署	〒330-9590	埼玉県さいたま市浦和区常盤4丁目11番19号

開示請求等を受理する組織の番号

称及び所在地

大宮税務署 地	〒337-8602	埼玉県さいたま市大宮区土手町3丁目184番
行田税務署	〒361-8602	埼玉県行田市栄町17番15号
秩父税務署	〒368-8666	埼玉県秩父市日野田町1丁目2番41号
所沢税務署	〒359-8601	埼玉県所沢市並木1丁目7番
本庄税務署	〒367-8691	埼玉県本庄市駅南2丁目25番16号
東松山税務署	〒355-8604	埼玉県東松山市箭弓町1丁目8番14号
春日部税務署	〒344-8686	埼玉県春日部市大沼2丁目12番1
上尾税務署	〒362-8504	埼玉県上尾市大字西門前577番地
越谷税務署	〒343-8601	埼玉県越谷市赤山町5丁目7番47号
朝霞税務署	〒351-8601	埼玉県朝霞市本町1丁目1番46号
新潟税務署 5	〒951-8685	新潟県新潟市中央区営所通二番町6.92番地の0
新潟税務署	〒956-8602	新潟県新潟市秋葉区善道町1丁目6番38号
巻税務署	〒953-8601	新潟県新潟市西蒲区巻甲4265番地
長岡税務署	〒940-8654	新潟県長岡市南町3丁目9番1号
三条税務署	〒955-8602	新潟県三条市南新保4番9号
柏崎税務署	〒945-8688	新潟県柏崎市中央町5番53号
新発田税務署	〒957-8666	新潟県新発田市諏訪町1丁目12番24号
小千谷税務署	〒947-8540	新潟県小千谷市東栄1丁目5番24号
十日町税務署	〒948-8502	新潟県十日町市宮田町1番地18
村上税務署	〒958-8686	新潟県村上市三之町11番1号
糸魚川税務署	〒941-8611	新潟県糸魚川市東寺町1丁目3番40号
高田税務署	〒943-8604	新潟県上越市西城町3丁目2番18号
佐渡税務署	〒952-1593	新潟県佐渡市相川三町目新浜町3番3
長野税務署	〒380-8612	長野県長野市西後町608番地の2
松本税務署	〒390-8710	長野県松本市城西2丁目1番20号
上田税務署	〒386-8720	長野県上田市中央西2丁目6番22号
飯田税務署	〒395-8646	長野県飯田市高羽町6丁目1番5
諏訪税務署	〒392-8610	長野県諏訪市清水2丁目5番22号
伊那税務署	〒396-8550	長野県伊那市西町3545番地の1
信濃中野税務署	〒383-8686	長野県中野市中央1丁目5番20号
大町税務署	〒398-8501	長野県大町市大町3190番地の16
佐久税務署	〒385-8611	長野県佐久市岩村田1201番地の2
木曽税務署	〒397-8602	長野県木曽郡木曽町福島5637番地の1
千葉東税務署	〒260-8577	千葉県千葉市中央区祐光1丁目1番1号
千葉南税務署	〒260-8688	千葉県千葉市中央区蘇我5丁目9番1号
千葉西税務署	〒262-8502	千葉県千葉市花見川区武石町1丁目520番地
銚子税務署	〒288-8666	千葉県銚子市栄町2丁目1番地1号
市川税務署	〒272-8573	千葉県市川市北方1丁目11番10号
船橋税務署	〒273-8574	千葉県船橋市東船橋5丁目7番7号
館山税務署	〒294-8503	千葉県館山市北条1164番地
木更津税務署	〒292-8550	千葉県木更津市富士見2丁目7番18号
松戸税務署	〒271-8533	千葉県松戸市小根本53番地の3
佐原税務署	〒287-8555	千葉県香取市北1丁目4番地1
茂原税務署	〒297-8501	千葉県茂原市高師台1丁目5番地1
成田税務署	〒286-8501	千葉県成田市加良部1丁目15番地
東金税務署	〒283-8585	千葉県東金市東新宿1丁目1番12号
柏税務署	〒277-8522	千葉県柏市あけぼの2丁目1番30号
麹町税務署	〒102-8311	東京都千代田区九段南1丁目1番15号
神田税務署	〒101-8464	東京都千代田区神田錦町3丁目3番地
日本橋税務署	〒103-8551	東京都中央区日本橋堀留町2丁目6番9号
京橋税務署	〒104-8557	東京都中央区新富2丁目6番1号
芝税務署	〒108-8401	東京都港区芝5丁目8番1号
麻布税務署	〒106-8630	東京都港区西麻布3丁目3番5号
品川税務署	〒108-8622	東京都港区高輪3丁目13番22号
四谷税務署	〒160-8530	東京都新宿区三栄町24番地
新宿税務署	〒169-8561	東京都新宿区北新宿1丁目19番3号
小石川税務署	〒112-8558	東京都文京区春日1丁目4番5号
本郷税務署	〒113-8459	東京都文京区西片2丁目16番27号
東京上野税務署	〒110-8607	東京都台東区池之端1丁目2番22号
浅草税務署	〒111-8602	東京都台東区蔵前2丁目8番12号
本所税務署	〒130-8686	東京都墨田区業平1丁目7番2号
向島税務署	〒131-8509	東京都墨田区東向島2丁目7番14号
江東西税務署	〒135-8311	東京都江東区猿江2丁目16番12号
江東東税務署	〒136-8505	東京都江東区亀戸2丁目17番8号
荏原税務署	〒142-8540	東京都品川区中延1丁目1番5号
目黒税務署	〒153-8633	東京都目黒区中目黒5丁目27番16号
大森税務署	〒143-8565	東京都大田区中央7丁目4番18号
雪谷税務署	〒145-8506	東京都大田区雪谷大塚町4番12号

蒲田税務署	〒144-8556	東京都大田区蒲田本町2丁目1番22号
世田谷税務署	〒154-8523	東京都世田谷区若林4丁目22番14号
北沢税務署	〒156-8555	東京都世田谷区松原6丁目13番10号
玉川税務署	〒158-8601	東京都世田谷区玉川2丁目1番7号
渋谷税務署	〒150-8333	東京都渋谷区宇田川町1番10号
中野税務署	〒164-8566	東京都中野区中野4丁目9番15号
杉並税務署	〒166-8501	東京都杉並区成田東4丁目15番8号
荻窪税務署	〒167-8506	東京都杉並区天沼3丁目19番14号
豊島税務署	〒171-8521	東京都豊島区西池袋3丁目33番22号
王子税務署	〒114-8560	東京都北区王子3丁目22番15号
荒川税務署	〒116-8588	東京都荒川区西日暮里6丁目7番2号
板橋税務署	〒173-8530	東京都板橋区大山東町35番1号
練馬東税務署	〒176-8503	東京都練馬区栄町23番7号
練馬西税務署	〒178-8624	東京都練馬区東大泉7丁目31番35号
足立税務署	〒120-8520	東京都足立区千住旭町4番21号
西新井税務署	〒123-8501	東京都足立区栗原3丁目10番16号
葛飾税務署	〒124-8560	東京都葛飾区立石8丁目31番6号
江戸川北税務署	〒132-8668	東京都江戸川区平井1丁目16番11号
江戸川南税務署	〒134-8567	東京都江戸川区清新町2丁目3番13号
八王子税務署	〒192-0994	東京都八王子市安町4丁目4番9号
立川税務署	〒190-8565	東京都立川市高松町2丁目26番12号
武蔵野税務署	〒180-8522	東京都武蔵野市吉祥寺本町3丁目27番1号
青梅税務署	〒198-8530	東京都青梅市東青梅4丁目13番4号
武蔵府中税務署	〒183-8548	東京都府中市本町4丁目2番地
町田税務署	〒194-8567	東京都町田市市中町3丁目3番6号
日野税務署	〒191-8520	東京都日野市万願寺6丁目36番地の2
東村山税務署	〒189-8555	東京都東村山市本町1丁目20番22号
鶴見税務署 2号	〒230-8550	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央4丁目38番3
横浜中税務署	〒231-8550	神奈川県横浜市中区山下町37番地9号
保土ヶ谷税務署 地	〒240-8550	神奈川県横浜市保土ヶ谷区帷子町2丁目64番
横浜南税務署	〒236-8550	神奈川県横浜市中区山下町37番地9号
神奈川税務署	〒222-8550	神奈川県横浜市港北区大豆戸町528番5
戸塚税務署	〒244-8550	神奈川県横浜市戸塚区吉田町2001番地
緑税務署	〒225-8550	神奈川県横浜市青葉区市ヶ尾町22番地3号
川崎南税務署	〒210-8531	神奈川県川崎市川崎区榎町3番18号
川崎北税務署	〒213-8503	神奈川県川崎市高津区久本2丁目4番3号
川崎西税務署	〒215-8585	神奈川県川崎市麻生区上麻生1丁目3番14号
横須賀税務署	〒238-8565	神奈川県横須賀市上町3丁目1番地
平塚税務署	〒254-8533	神奈川県平塚市松岡町2番30号
鎌倉税務署	〒248-8501	神奈川県鎌倉市佐助1丁目9番30号
藤沢税務署	〒251-8566	神奈川県藤沢市朝日町1番地の11
小田原税務署	〒250-8511	神奈川県小田原市荻窪440番地
相模原税務署	〒229-8511	神奈川県相模原市富士見6丁目4番14号
厚木税務署	〒243-8577	神奈川県厚木市水引1丁目10番7号
大和税務署	〒242-8567	神奈川県大和市中央5丁目14番22号
甲府税務署	〒400-8584	山梨県甲府市丸の内1丁目11番6号
山梨税務署	〒405-8585	山梨県山梨市上神内川738番地
大月税務署	〒401-8502	山梨県大月市御太刀2丁目8番10号
鉾沢税務署	〒400-0693	山梨県南巨摩郡鉾沢町1502番の1
富山税務署	〒930-8530	富山県富山市丸の内1丁目5番13号
高岡税務署	〒933-8540	富山県高岡市博労本町5番30号
魚津税務署	〒937-8601	富山県魚津市新金屋1丁目12番31号
砺波税務署	〒939-1393	富山県砺波市本町13番19号
金沢税務署	〒920-8505	石川県金沢市西念3丁目4番1号
七尾税務署	〒926-8686	石川県七尾市小島町大開地3番地7
小松税務署	〒923-8570	石川県小松市日の出町1丁目120番地
輪島税務署	〒928-8501	石川県輪島市河井町15部90の16
松任税務署	〒924-8585	石川県白山市博労2丁目22番地
福井税務署	〒910-8566	福井県福井市春山1丁目1番54号
敦賀税務署	〒914-8540	福井県敦賀市鉄輪町1丁目7番3号
武生税務署	〒915-8533	福井県越前市中央1丁目6番12号
小浜税務署	〒917-8511	福井県小浜市一番町4番17号
大野税務署	〒912-8555	福井県大野市城町7番28号
三国税務署	〒913-8585	福井県坂井市三国町中央1丁目2番2号
岐阜北税務署	〒500-8711	岐阜県岐阜市千石町1丁目4番地
岐阜南税務署	〒500-8567	岐阜県岐阜市加納清水町4丁目22番地の2
大垣税務署	〒503-8556	岐阜県大垣市丸の内2丁目30番地
高山税務署	〒506-8601	岐阜県高山市名田町3丁目82番地

多治見税務署	〒507-8706	岐阜県多治見市音羽町1丁目35番地
関税務署	〒501-3293	岐阜県関市川間町2番地
中津川税務署	〒508-8611	岐阜県中津川市かやの木町4番3号
静岡税務署	〒420-8606	静岡県静岡市葵区追手町10番88号
清水税務署	〒424-8751	静岡県静岡市清水区江尻東1丁目5番1号
浜松西税務署	〒430-8585	静岡県浜松市中区中央1丁目12番4号
浜松東税務署	〒430-8667	静岡県浜松市中区砂山町216番地の6
沼津税務署	〒410-8686	静岡県沼津市米山町3番30号
熱海税務署	〒413-8502	静岡県熱海市上宿町14番15号
三島税務署	〒411-8551	静岡県三島市文教町1丁目4番33号
島田税務署	〒427-8601	静岡県島田市扇町2番の2
富士税務署	〒416-8650	静岡県富士市本市場297番地の1
磐田税務署	〒438-8711	静岡県磐田市中泉112番地の4
掛川税務署	〒436-8652	静岡県掛川市緑ヶ丘2丁目11番地4
藤枝税務署	〒426-8711	静岡県藤枝市青木2丁目2番33号
下田税務署	〒415-8515	静岡県下田市6丁目3番26号
千種税務署	〒464-8555	愛知県名古屋市中千種区振甫町3丁目32番地
名古屋東税務署	〒461-8621	愛知県名古屋市中区主税町3丁目18番地
名古屋北税務署	〒462-8543	愛知県名古屋市中区清水5丁目6番16号
名古屋西税務署	〒451-8503	愛知県名古屋市中区押切2丁目7番21号
名古屋中村税務署	〒453-8686	愛知県名古屋市中村区太閤3丁目4番1号
名古屋中税務署	〒460-8522	愛知県名古屋市中区三の丸3丁目3番2号
昭和税務署	〒467-8510	愛知県名古屋市中区瑞穂区瑞穂町字西藤塚1番地の4
熱田税務署	〒456-8711	愛知県名古屋市中区熱田区花表町7番17号
中川税務署	〒454-8511	愛知県名古屋市中区尾頭橋1丁目7番19号
豊橋税務署	〒440-8504	愛知県豊橋市大岡町111番地
岡崎税務署	〒444-8552	愛知県岡崎市羽根町字北乾地50番地1
一宮税務署	〒491-8502	愛知県一宮市栄4丁目5番7号
尾張瀬戸税務署	〒489-8520	愛知県瀬戸市熊野町76番地1
半田税務署	〒475-8686	愛知県半田市宮路町50番地の5
津島税務署	〒496-8720	愛知県津島市良王町2丁目31番地の1
刈谷税務署	〒448-8523	愛知県刈谷市若松町1丁目46番地1
豊田税務署	〒471-8521	愛知県豊田市常盤町1丁目105番地3
西尾税務署	〒445-8602	愛知県西尾市熊味町南十五夜41番地の1
小牧税務署	〒485-8651	愛知県小牧市中央1丁目424番地
新城税務署	〒441-1372	愛知県新城市字裏野1番地1
津税務署	〒514-8545	三重県津市桜橋2丁目99番地
四日市税務署	〒510-8557	三重県四日市市西浦2丁目2番8号
伊勢税務署	〒516-8511	三重県伊勢市岩淵1丁目2番24号
松阪税務署	〒515-8550	三重県松阪市高町493番地6
桑名税務署	〒511-8510	三重県桑名市江場7番地6
上野税務署	〒518-0836	三重県伊賀市緑ヶ丘本町1680番地
鈴鹿税務署	〒513-0801	三重県鈴鹿市神戸9丁目24番45号
尾鷲税務署	〒519-3694	三重県尾鷲市末広町1番30号
大津税務署	〒520-8510	滋賀県大津市中央4丁目6番55号
彦根税務署	〒522-0062	滋賀県彦根市立花町5番20号
長浜税務署	〒526-0037	滋賀県長浜市高田町9番3号
近江八幡税務署	〒523-8502	滋賀県近江八幡市桜宮町243番地2
草津税務署	〒525-8510	滋賀県草津市大路2丁目3番45号
水口税務署	〒528-8555	滋賀県甲賀市水口町水口5587-3
今津税務署	〒520-1623	滋賀県高島市今津町住吉1丁目5-10
上京税務署	〒602-8555	京都府京都市上京区一条通西洞院東入元真如堂
町358		
左京税務署	〒606-8555	京都府京都市左京区聖護院円頓美町18
中京税務署	〒604-8501	京都府京都市中京区柳馬場通二条下ル等持寺町
15		
東山税務署	〒605-0914	京都府京都市東山区洪谷通大和大路東入下新シ
町339-5		
下京税務署	〒600-8181	京都府京都市下京区間之町五条下ル大津町8
右京税務署	〒615-0007	京都府京都市右京区西院上花田町10番地1
伏見税務署	〒612-0084	京都府京都市伏見区鍵屋町
福知山税務署	〒620-0055	京都府福知山市篠尾新町1丁目37番地
舞鶴税務署	〒624-0913	京都府舞鶴市字上安久240番地
宇治税務署	〒611-8588	京都府宇治市大久保町井の尻60-3
宮津税務署	〒626-8571	京都府宮津市字鶴賀2070-14
園部税務署	〒622-8501	京都府南丹市園部町小山東町平成台1号11
峰山税務署	〒627-0012	京都府京丹後市峰山町杉谷147番地12
大阪福島税務署	〒553-8567	大阪府大阪市福島区玉川2丁目12番28号
西税務署	〒550-8790	大阪府大阪市西区川口2丁目7番9号

港税務署	〒552-0003	大阪府大阪市港区磯路3丁目20番11号
天王寺税務署	〒543-0033	大阪府大阪市天王寺区堂ヶ芝2丁目11番25号
浪速税務署	〒556-0011	大阪府大阪市浪速区難波中3丁目13番9号
西淀川税務署	〒555-0024	大阪府大阪市西淀川区野里3丁目3番3号
東成税務署	〒537-0024	大阪府大阪市東成区東小橋2丁目1番7号
生野税務署	〒544-8555	大阪府大阪市生野区勝山北5丁目22番14号
旭税務署	〒535-8555	大阪府大阪市旭区大宮1丁目1番25号
城東税務署	〒536-8527	大阪府大阪市城東区中央2丁目14番29号
阿倍野税務署	〒545-0005	大阪府大阪市阿倍野区三好町2丁目10番29号
住吉税務署	〒558-8555	大阪府大阪市住吉区住吉2丁目17番37号
東住吉税務署	〒547-8501	大阪府大阪市平野区平野西2丁目2番2号
西成税務署	〒557-0054	大阪府大阪市西成区千本中1丁目3番4号
東淀川税務署	〒532-8558	大阪府大阪市淀川区木川東2丁目3番1号
北税務署	〒530-8585	大阪府大阪市北区南扇町7番13号
大淀税務署	〒531-0071	大阪府大阪市北区中津1丁目5番16号
東税務署	〒540-8557	大阪府大阪市中央区大手前1丁目5番63号
南税務署	〒542-8586	大阪府大阪市中央区谷町7丁目5番23号
堺税務署	〒590-8550	大阪府堺市堺区南瓦町2番20号
岸和田税務署	〒596-0825	大阪府岸和田市土生町2丁目28番1号
豊能税務署	〒563-8688	大阪府池田市城南2丁目1番8号
吹田税務署	〒564-8515	大阪府吹田市片山町3丁目16番22号
泉大津税務署	〒595-8585	大阪府泉大津市二田町1丁目15番27号
枚方税務署	〒573-8654	大阪府枚方市大垣内町2丁目9番9号
茨木税務署	〒567-8565	大阪府茨木市上中条1丁目9番21号
八尾税務署	〒581-8555	大阪府八尾市高美町3丁目2番29号
泉佐野税務署	〒598-8503	大阪府泉佐野市日根野3683-1
富田林税務署	〒584-8501	大阪府富田林市若松町西2丁目1697番地1
門真税務署	〒571-8545	大阪府門真市殿島町8番12号
東大阪税務署	〒577-8666	大阪府東大阪市永和2丁目3番8号
灘税務署	〒657-0834	兵庫県神戸市灘区泉通2丁目1番2号
兵庫税務署	〒652-0802	兵庫県神戸市兵庫区水木通2丁目1番4号
長田税務署	〒653-0832	兵庫県神戸市長田区御船通1丁目4
須磨税務署	〒654-8511	兵庫県神戸市須磨区衣掛町5丁目2番18号
神戸税務署	〒650-8511	兵庫県神戸市中央区中山手通2丁目2番20号
姫路税務署	〒670-8543	兵庫県姫路市北条1丁目250番地
尼崎税務署	〒660-8544	兵庫県尼崎市西難波町1丁目8番1号
明石税務署	〒673-8555	兵庫県明石市田町1丁目12番1号
西宮税務署	〒662-8585	兵庫県西宮市江上町3番35号
洲本税務署	〒656-8656	兵庫県洲本市山手1丁目1番15号
芦屋税務署	〒659-8503	兵庫県芦屋市公光町6番2号
伊丹税務署	〒664-8505	兵庫県伊丹市千僧1丁目47番地3
相生税務署	〒678-0055	兵庫県相生市那波本町6番1号
豊岡税務署	〒668-8562	兵庫県豊岡市上陰字ウチダ216番地
加古川税務署	〒675-8567	兵庫県加古川市加古川町木村字木寺5の2
龍野税務署	〒679-4167	兵庫県たつの市龍野町富永字田井屋畑1005
西脇税務署	〒677-0015	兵庫県西脇市西脇771番地の118
三木税務署	〒673-0403	兵庫県三木市末広1丁目9番10号
社税務署	〒673-1492	兵庫県加東市社51-3
和田山税務署	〒669-5201	兵庫県朝来市和田山町和田山字西裏388の1
柏原税務署	〒669-3392	兵庫県丹波市柏原町柏原518番地1
奈良税務署	〒630-8567	奈良県奈良市登大路町81
葛城税務署	〒635-8503	奈良県大和高田市西町1番15号
桜井税務署	〒633-8555	奈良県桜井市粟殿185番地の4
吉野税務署	〒639-3194	奈良県吉野郡吉野町丹治200-1
和歌山税務署	〒640-8520	和歌山県和歌山市湊通丁北1丁目1
海南税務署	〒642-8555	和歌山県海南市名高255番4
御坊税務署	〒644-0002	和歌山県御坊市園430番地の3
田辺税務署	〒646-8510	和歌山県田辺市上屋敷2丁目10-46
新宮税務署	〒647-0012	和歌山県新宮市伊佐田町2丁目1番地20
粉河税務署	〒649-6592	和歌山県紀の川市粉河807
湯浅税務署	〒643-0004	和歌山県有田郡湯浅町湯浅2430-76
鳥取税務署	〒680-8541	鳥取県鳥取市富安2丁目89番地4
米子税務署	〒683-8691	鳥取県米子市東町124番16号
倉吉税務署	〒682-8522	鳥取県倉吉市上井587番1
松江税務署	〒690-8505	島根県松江市向島町134番10
浜田税務署	〒697-8686	島根県浜田市殿町1177番地
出雲税務署	〒693-8686	島根県出雲市塩冶善行町13番地3

益田税務署	〒698-8651	島根県益田市元町12番11号
石見大田税務署	〒694-8501	島根県大田市大田町大田イ289番地2
大東税務署	〒699-1221	島根県雲南市大東町飯田86番7号
西郷税務署	〒685-8666	島根県隠岐郡隠岐の島町城北町55番地
岡山東税務署	〒700-8655	岡山県岡山市北区天神町3番23号
岡山西税務署	〒700-0013	岡山県岡山市北区伊福町4丁目5番38号
西大寺税務署	〒704-8691	岡山県岡山市東区西大寺中2丁目24番13号
瀬戸税務署	〒709-0861	岡山県岡山市東区瀬戸町瀬戸70番地
児島税務署	〒711-8650	岡山県倉敷市児島小川5丁目1番66号
倉敷税務署	〒710-8648	岡山県倉敷市幸町2番37号
玉島税務署	〒713-8601	岡山県倉敷市玉島阿賀崎2丁目1番50号
津山税務署	〒708-8657	岡山県津山市田町67番地
玉野税務署	〒706-8655	岡山県玉野市宇野2丁目4番12号
笠岡税務署	〒714-0086	岡山県笠岡市五番町5番48
高梁税務署	〒716-0029	岡山県高梁市向町13番地
新見税務署	〒718-8510	岡山県新見市新見721番1号
久世税務署	〒719-3291	岡山県真庭市鍋屋8番の1
広島東税務署	〒730-0012	広島県広島市中区上八丁堀3番19号
広島南税務署	〒734-0003	広島県広島市南区宇品東6丁目1番72号
広島西税務署	〒733-8555	広島県広島市西区観音新町1丁目17番3号
広島北税務署	〒731-0294	広島県広島市安佐北区亀山2丁目25番10号
呉税務署	〒737-8652	広島県呉市西中央2丁目1番21号
竹原税務署	〒725-8686	広島県竹原市中央3丁目2番12号
三原税務署	〒723-8511	広島県三原市宮沖2丁目12番1号
尾道税務署	〒722-8505	広島県尾道市古浜町27番18号
福山税務署	〒720-8652	広島県福山市三吉町4丁目4番8号
府中税務署	〒726-0002	広島県府中市鶴飼町555番地の40
三次税務署	〒728-0013	広島県三次市十日市東1丁目13番5号
庄原税務署	〒727-0021	広島県庄原市三日市町667番地の5
西条税務署	〒739-8615	広島県東広島市西条昭和町16番8号
廿日市税務署	〒738-8601	広島県廿日市市新宮1丁目15番40号
海田税務署	〒736-8505	広島県安芸郡海田町大正町1番13号
吉田税務署	〒731-0593	広島県安芸高田市吉田町吉田3604番地1
下関税務署	〒750-0025	山口県下関市竹崎町4丁目6番1号
宇部税務署	〒755-8625	山口県宇部市常盤町1丁目8番22号
山口税務署	〒753-8509	山口県山口市河原町6番16号
萩税務署	〒758-8648	山口県萩市唐樋町3番7号
徳山税務署	〒745-8622	山口県周南市今宿町2丁目35番地
防府税務署	〒747-8611	山口県防府市緑町1丁目2番12号
岩国税務署	〒740-8611	山口県岩国市麻里布町7丁目9番37号
光税務署	〒743-8577	山口県光市虹ヶ浜3丁目10番1号
長門税務署	〒759-4101	山口県長門市東深川964番地の1
柳井税務署	〒742-8605	山口県柳井市柳井3745番地1
厚狭税務署	〒757-0005	山口県山陽小野田市大字鴨庄111番地の1
徳島税務署	〒770-0847	徳島県徳島市幸町3丁目54番地
鳴門税務署	〒772-0003	徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜39番地の3
阿南税務署	〒774-0030	徳島県阿南市富岡町滝の下4番地の4
川島税務署	〒779-3304	徳島県吉野川市川島町宮島747番地2
脇町税務署	〒779-3602	徳島県美馬市脇町大字猪尻字西ノ久保36番地
池田税務署	〒778-0004	徳島県三好市池田町シンマチ1340番地1
高松税務署	〒760-0018	香川県高松市天神前2番10号
丸亀税務署	〒763-0034	香川県丸亀市大手町2丁目1番23号
坂出税務署	〒762-0001	香川県坂出市京町2丁目6番27号
観音寺税務署	〒768-0067	香川県観音寺市坂本町6丁目2番7号
長尾税務署	〒769-2302	香川県さぬき市長尾西871番地1
土庄税務署	〒761-4104	香川県小豆郡土庄町甲6192番地2
松山税務署	〒790-0808	愛媛県松山市若草町4番地3
今治税務署	〒794-0015	愛媛県今治市常盤町4丁目5番地の1
宇和島税務署	〒798-0050	愛媛県宇和島市堀端町1番38号
八幡浜税務署	〒796-0026	愛媛県八幡浜市下松影1096番地の4
新居浜税務署	〒792-0025	愛媛県新居浜市一宮町1丁目5番4号
伊予西条税務署	〒793-0041	愛媛県西条市神拝甲511番地17
大洲税務署	〒795-0012	愛媛県大洲市大洲689番地
伊予三島税務署	〒799-0405	愛媛県四国中央市三島中央5丁目9番45号
高知税務署	〒780-0870	高知県高知市本町5丁目6番15号
安芸税務署	〒784-0001	高知県安芸市矢ノ丸4丁目5番地7
南国税務署	〒783-0004	高知県南国市大そね甲1592番地の2
須崎税務署	〒785-0004	高知県須崎市青木町1番4号
中村税務署	〒787-0022	高知県四万十市中村新町4丁目4番地
伊野税務署	〒781-2103	高知県吾川郡いの町幸町5番地

門司税務署	〒801-8601	福岡県北九州市門司区清滝3丁目5番30号
若松税務署	〒808-8606	福岡県北九州市若松区白山1丁目2番3号
小倉税務署	〒803-8602	福岡県北九州市小倉北区大手町13番17号
八幡税務署	〒805-8606	福岡県北九州市八幡東区平野2丁目13番1号
博多税務署	〒812-8706	福岡県福岡市東区馬出1丁目8番1号
香椎税務署	〒813-8681	福岡県福岡市東区千早6丁目2番1号
福岡税務署	〒810-8689	福岡県福岡市中央区天神4丁目8番28号
西福岡税務署	〒814-8602	福岡県福岡市早良区百道1丁目5番22号
大牟田税務署	〒836-8686	福岡県大牟田市不知火町1丁目3番地16
久留米税務署	〒830-8688	福岡県久留米市諏訪野町2401の10
直方税務署	〒822-8666	福岡県直方市殿町9番10号
飯塚税務署	〒820-8603	福岡県飯塚市芳雄町13番6号
田川税務署	〒825-8601	福岡県田川市新町11番55号
甘木税務署	〒838-8677	福岡県朝倉市菩提寺565の1
八女税務署	〒834-0031	福岡県八女市本町510
大川税務署	〒831-8686	福岡県大川市大字榎津325番地1
行橋税務署	〒824-8611	福岡県行橋市門樋町1番1号
筑紫税務署	〒818-8666	福岡県筑紫野市針摺西1丁目1番8号
佐賀税務署	〒840-8611	佐賀県佐賀市駅前中央3丁目3番20号
唐津税務署	〒847-8601	佐賀県唐津市千代田町2109の46
鳥栖税務署	〒841-8601	佐賀県鳥栖市秋葉町3丁目12の2
伊万里税務署	〒848-8601	佐賀県伊万里市立花町4023の1
武雄税務署	〒843-8686	佐賀県武雄市武雄町大字武雄5658番地1
長崎税務署	〒850-8678	長崎県長崎市松が枝町6番26号
佐世保税務署	〒857-8611	長崎県佐世保市木場田町2番19号
島原税務署	〒855-8686	長崎県島原市弁天町1丁目7403
諫早税務署	〒854-8666	長崎県諫早市永昌東町25番45号
福江税務署	〒853-0064	長崎県五島市三尾野2丁目4番12号
平戸税務署	〒859-5121	長崎県平戸市岩の上町1509
壱岐税務署	〒811-5133	長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触620番地4
厳原税務署	〒817-8790	長崎県対馬市厳原町棧原38
熊本西税務署	〒860-8624	熊本県熊本市二の丸1番4号
熊本東税務署	〒862-8702	熊本県熊本市東町3丁目2番53号
八代税務署	〒866-8605	熊本県八代市花園町16番地2
人吉税務署	〒868-8691	熊本県人吉市寺町20番地1
玉名税務署	〒865-8691	熊本県玉名市岩崎273番地
天草税務署	〒863-8686	熊本県天草市古川町4番2号
山鹿税務署	〒861-0591	熊本県山鹿市山鹿1352番地
菊池税務署	〒861-1393	熊本県菊池市隈府874番地1
宇土税務署	〒869-0493	熊本県宇土市北段原町15番地
阿蘇税務署	〒869-2693	熊本県阿蘇市一の宮町宮地1944番地
大分税務署	〒870-8616	大分県大分市中島西1丁目1番32号
別府税務署	〒874-8686	大分県別府市光町22番25号
中津税務署	〒871-8642	大分県中津市大字中殿550番地20
日田税務署	〒877-8691	大分県日田市田島2丁目7番1号
佐伯税務署	〒876-8601	大分県佐伯市蟹田9番5号
臼杵税務署	〒875-8686	大分県臼杵市大字臼杵2の107番637
竹田税務署	〒878-8791	大分県竹田市大字会々字七里1650番地17
宇佐税務署	〒879-0498	大分県宇佐市大字上田1055番地1
三重税務署	〒879-7192	大分県豊後大野市三重町市場1225番9号
宮崎税務署	〒880-8666	宮崎県宮崎市広島1丁目10番1号
都城税務署	〒885-8618	宮崎県都城市上町2街区11号
延岡税務署	〒882-8666	宮崎県延岡市大貫町1丁目2915番地
日南税務署	〒887-8686	宮崎県日南市上平野町1丁目8番地4
小林税務署	〒886-8601	宮崎県小林市大字細野243番地1
高鍋税務署	〒884-8601	宮崎県児湯郡高鍋町大字上江8438番地
鹿児島税務署	〒890-8691	鹿児島県鹿児島市荒田1丁目24番4号
川内税務署	〒895-8601	鹿児島県薩摩川内市若葉町1番25号
鹿屋税務署	〒893-8691	鹿児島県鹿屋市西原4丁目5番1号
大島税務署	〒894-8677	鹿児島県奄美市名瀬長浜町1番1号
出水税務署	〒899-0298	鹿児島県出水市昭和町22番13号
指宿税務署	〒891-0491	鹿児島県指宿市大牟礼5丁目9番1号
種子島税務署	〒891-3194	鹿児島県西之表市西之表16314番地6
知覧税務署	〒897-0393	鹿児島県南九州市知覧町郡6212番地
伊集院税務署	〒899-2591	鹿児島県日置郡伊集院町下谷口1532番地
加治木税務署	〒899-5291	鹿児島県姶良郡加治木町諏訪町13番地
大隅税務署	〒899-8192	鹿児島県曾於市大隅町岩川6491番地2
那覇税務署	〒900-8543	沖縄県那覇市旭町9番地
宮古島税務署	〒906-8601	沖縄県宮古島市平良字東仲宗根807番地の7
石垣税務署	〒907-8502	沖縄県石垣市字登野城8番地

北那覇税務署	〒901-2550	沖縄県浦添市宮城5丁目6番12号
名護税務署	〒905-8668	沖縄県名護市東江4丁目10番1号
沖縄税務署	〒904-2193	沖縄県沖縄市字美里1235番地

訂正及び利用停止に関する他の
法律又はこれに基づく命令の規
定による特別の手続等

—

個人情報ファイルの種別

法第2条第4項第1号（電算処理ファイル）

令第9条に該当するファイル

なし

[戻る](#)[e-Govについて](#) | [個人情報の取扱について](#) | [リンクについて](#) | [安全な通信\(SSL\)について](#) | [サイトマップ](#)

Copyright © Ministry of Internal Affairs and Communications All Rights Reserved.